

企業立地促進区域【飯舘村】

令和6年4月時点

1. 避難解除区域及び現に避難指示であって法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域

対象区域			認定期限	雇用特例 適用期限	(参考) 避難指示解除
大字	字	地番			
長泥	長泥	22番地から35番地、49番地、50番地、51番地1から2、52番地から70番地、71番地1から2、72番地1から2、73番地、74番地1から2、75番地1から2、76番地から90番地、91番地1から2、92番地、93番地、95番地から107番地、108番地1から2、113番地から119番地、120番地1から2、121番地から127番地、128番地1から3、142番地から203番地、204番地1から2、205番地から210番地、211番地1から2、212番地から226番地、257番地1から2、258番地1から3、259番地、268番地から272番地、273番地1から2、274番地1から3、275番地1から3、276番地1から3、277番地から283番地、284番地1から2、285番地から287番地、288番地1から3、289番地1から3、290番地、291番地1から2、292番地1から2、293番地から300番地、301番地1から3、302番地から307番地、308番地1から3、309番地1から3、310番地1から3、311番地1から3、312番地、313番地1から3、314番地から322番地、324番地から348番地、349番地1から2、350番地から360番地、382番地から394番地、395番地1から2、396番地から401番地、402番地1から3、403番地1から2、404番地から436番地、440番地から447番地、448番地1から2、449番地から458番地、459番地1から2、460番地から466番地、467番地1から2、468番地1から2、469番地1から2、470番地1から3、471番地1から2、472番地から482番地、483番地1から2、484番地1から2、485番地1から3、486番地1から2、487番地から490番地、491番地1から3、492番地498番地、499番地1から2、500番地1から2、501番地1から3、502番地、503番地1から2、504番地、505番地、506番地1から2、507番地1から2、508番地1から2、509番地1から2、510番地、511番地、512番地1から2、513番地1から2、514番地1から2、515番地1から2、516番地1から2、517番地1から2、518番地1から2、519番地1から2、520番地1から2、521番地1から2、522番地1から3、523番地1から2、524番地1から2、525番地から528番地、529番地1から4、 530番地1から2、531番地、532番地1から2、533番地から553番地、554番地1から2、555番地から584番地、585番地1から4、586番地、587番地1から2、588番地1から2、589番地から607番地、608番地1から2、609番地1から3、610番地1から4、611番地、612番地1から2、613番地、614番地1から2、615番地1から2、616番地、617番地、618番地1から2、619番地1から2、620番地1から7、621番地1から2、622番地1から3、623番地2、625番地、626番地、627番地1から3、628番地1から3、629番地1から6、641番地1から3、642番地から644番地、645番地1から2、646番地から650番地、651番地1から2、652番地1から3、653番地、654番地、655番地1から3、656番地1から2、657番地1から2、658番地1から2、659番地、660番地1から5、661番地、662番地1から2、663番地1から2、664番地1から2、665番地から671番地、672番地1から8、673番地から679番地、680番地1から3、681番地、682番地1から3、683番地2から4、684番地1から4、685番地1から2、686番地1から2、687番地1から3、688番地から696番地、697番地1から2、698番地、700番地から714番地、715番地1から2、716番地1から3、717番地1から3、718番地1から3、719番地1から2、720番地1から7、721番地、722番地1から2、723番地1から2、724番地1から2、725番地1から4、726番地1から2、727番地1から2、728番地から732番地、733番地1から2、734番地1から2、735番地1から2、736番地、737番地1から2、738番地から762番地、762番地2から3、763番地から769番地、770番地1から2、771番地から773番地、774番地1から2、775番地1から2、776番地から783番地、784番地1から4、785番地から789番地、790番地1から2、791番地1から4、792番地1から2、793番地、794番地1から2、795番地から803番地、804番地1から3、805番地から813番地、814番地1から2、815番地1から2、816番地、817番地、818番地1から3、819番地、820番地1から2、821番地から823番地、824番地1から6、825番地、826番地1から5、827番地から829番地、830番地1から2、831番地1から2、832番地1から3、833番地1から3、834番地1から4、	R12. 4. 30	認定を受けた日 (R12. 4. 30まで) から5年を 経過する日まで の期間	R5. 5. 1

	835番地、836番地1から5、837番地から842番地、847番地、848番地、849番地1から3、851番地、856番地、861番地から863番地、864番地1から2、865番地、866番地1から3、867番地1から3、868番地、869番地、881番地1から2、882番地1から4、883番地1から4、887番地1から3、892番地から894番地、896番地、906番地から909番地、910番地1から2、911番地、912番地1から2、913番地から920番地、921番地1から3、922番地、923番地1から2、924番地から927番地、928番地1から2、929番地から935番地、936番地1から2、937番地、938番地、939番地1から3、940番地、941番地1から2、942番地947番地、948番地1から2、949番地1から2、950番地1から4、951番地1から6、952番地1から6、953番地1から4、954番地1から7、955番地1から4、956番地1から6、957番地1から2、958番地、959番地1から3、960番地1から3、961番地1から7、962番地1から4、963番地、964番地1から4、965番地1から4、966番地1から3、967番地、968番地、969番地1から2、970番地1から2、971番地1から3、972番地1から3、973番地から975番地、976番地1から2、977番地1から2、979番地から981番地、982番地1から3、983番地1から4、984番地1から3、985番地1から4、986番地1から5、987番地1から2、988番地1から3、989番地1から3、990番地、991番地1から4、992番地1から4、993番地1から4、994番地1から4、995番地1から5、996番地1から6、997番地1から2、998番地1から2、999番地1から4、1000番地、1001番地1から3、1002番地1から2、1003番地1から2、1004番地1から2、1005番地1から3、1006番地1から13、1007番地1から3、1008番地1から3、1009番地1から3、1010番地1から6、1011番地1から4、1012番地1から4、1013番地1から4、1014番地1から4、1015番地1から4、1016番地1から2、1017番地、1018番地1から3、1019番地1から4、1020番地1から3、1021番地1から5、1022番地1から2、1023番地1から2、1024番地1から2、1025番地1から2、1026番地1から2、1027番地1から2、1028番地、1029番地1から2、1030番地1から6、1031番地1から4、1032番地1から4、1033番地、1034番地1から2、1035番地、1036番地1から2、1037番地1から2、1038番地1から2、1039番地、1040番地1から2、1041番地から1044番地、1045番地1から2、1046番地、1047番地1から3、1048番地1から2、1049番地1から2、1050番地、1051番地1から2、1052番地1から4、1053番地から1061番地、1062番地1から3、1063番地、1064番地、1065番地1から2、1066番地から1072番地、1073番地1から2、1074番地1から2、1075番地から1077番地、1078番地1から3、1079番地1から2、1080番地1から2、1081番地1から2、1082番地1から2、1083番地から1090番地、1100番地、1101番地1から2、1102番地から1108番地、1109番地1から2、1110番地から1113番地、1114番地1から2、1115番地1から2、1116番地1から2、1167番地、1180番地から1226番地、1228番地(環境再生事業における施工範囲に限る)、1237番地、1252番地から1254番地(環境再生事業における施工範囲に限る)、1255番地、1256番地、1258番地(環境再生事業における施工範囲に限る)、1262番地2から3、1265番地2、1266番地2、1272番地3、1280番地2、1298番地2、1301番地2から5、1303番地2、1304番地、1305番地2から3、1306番地2から3、1309番地2、1310番地2から3、1311番地2、1312番地2から3、1313番地1から2、1314番地1から2、1315番地1から3、1317番地1から2、1318番地1から3、1319番地から1331番地、1332番地1、1350番地、1355番地3、1359番地1から2、1360番地から1364番地、1365番地1から2、1366番地から1378番地、1387番地、1397番地から1400番地、1403番地から1405番地、1408番地、1409番地、1415番地から1417番地、1419番地、1421番地から1443番地、1448番地、1449番地、1454番地、1455番地、1458番地から1461番地			
曲田	61番地1、71番地1から2、72番地1、73番地1、73番地3、75番地5、75番地7から9、75番地11から14、77番地1から2、78番地1から2、79番地、80番地、81番地1から2、82番地1から3、83番地、84番地1から2、85番地、86番地、87番地1から2、88番地、89番地1から2、90番地から95番地、96番地1から2、124番地から126番地、127番地2、128番地2から4、129番地1から3、130番地1から3、131番地から139番地、140番地1から3、148番地1(土地活用がなされる範囲に限る)、149番地1、150番地(土地活用がなされる範囲に限る)、151番地1(土地活用がなされる範囲に限る)、172番地、238番地1(土地活用がなされる範囲に限る)、239番地1、240番地、241番地、242番地(土地活用がなされる範囲に限る)、245番地、246番地、248番地1(土地活用がなされる範囲に限る)、257番地、258番地1、266番地1から2、267番地、268番地、269番地1から5、270番地1から3、271番地1から3、272番地1から2、273番地1から2、274番地1から2、275番地1から3、276番地1から3、277番地、278番地、279番地1から3、280番地1から3、281番地1から3、282番地1から3、283番地1から2、284番地1、284番地3から4、285番地2から4、287番地1から2、288番地1から2、289番地1から4、290番地、291番地1から3、292番地1から2、293番地1から2、294番地1から2、295番地1から3、296番地1から2、297番地1から2、298番地、299番地、300番地1から2、301番地1から2、302番地1から3、303番地、304番地1から2、305番地から308番地、309番地1から2、310番地1から2、311番地1から2、312番地1から2、313番地、314番地、315番地1から2、316番地1から2、317番地1から5、318番地1から3、319番地、320番地1から2、321番地1から2、322番地1から3、323番地、325番地1から4、327番地から330番地、331番地1から2、332番地1から2、333番地1から2、334番地1から2、335番地1から2、336番地、337番地1から3、338番地1から3、339番地1から2、340番地、341番地1から2、342番地、343番地1から3、344番地、345番地1から2、346番地から362番地、363番地1から2、364番地から368番地、369番地1から2、370番地1から2、371番地から373番地、374番地1から2、375番地、376番地1から3、377番地1から2、378番地1から3、379番地から385番地、389番地から400番地、401番地1から2、402番地、403番地、405番地から415番地、416番地1から3、422番地、423番地1から4、424番地1から2、425番地1から3、426番地1から2、427番地から429番地、430番地1から2、431番地、453番地、463番地(環境再生事業において用いられる範囲に限る)、472番地、477番地、484番地、491番地、500番地から508番地	R12. 4. 30	認定を受けた日(R12. 4. 30まで)から5年を経過する日までの期間	R5. 5. 1

別紙

比曾	曲田	46番地4から7	R12. 4. 30	認定を受けた日 (R12. 4. 30まで) から5年を 経過する日までの期間	R5. 5. 1
	R5. 5. 1に避難指示が解除された土地に接する道路(隣接する部分に限る)、国道399号、県道原町二本松線、村道曲田線、村道下曲田線、村道曲田菅沼線、村道長泥金華山線並びに飯館村内国有林磐城森林管理署2304林班のうち「イ」の区域、2305林班のうち「イ4」の区域、2311林班のうち「イ2」及び「イ3」の区域		R12. 4. 30	認定を受けた日 (R12. 4. 30まで) から5年を 経過する日までの期間	R5. 5. 1
八木沢	全域			認定を受けた日 (R6. 3. 30まで) から5年を経過 する日までの期間	H29. 3. 31
芦原	全域				
大倉	全域				
佐須	全域				
二枚橋	全域				
須萱	全域				
草野	全域				
深谷	全域				
伊丹沢	全域				
関沢	全域				
小宮	全域				
沼平	全域				
飯樋	全域				
比曾	全域				
蕨平	全域				
関根	全域				
松塚	全域				
臼石	全域				
前田	全域				
国有林 磐城森林管理署	2208～2234林班、2301～2303林班、2306～2309林班、2313～2365林班				